

過失相殺 — 3

1、前々回および前回の2回に亘り、人（歩行者）対車の間の過失相殺について（1）横断歩道上、（2）横断禁止の場所、（3）信号機の設置されている横断歩道の直近に分けて説明しました。そして、このほか、「対向あるいは同方向に歩く歩行者が、歩行者専用道路上か・歩車道の区別ある道路の歩道上か・路側带上か・車道側端か・道路中央寄りか・歩車道の区別ない道路の場合ならばどうかなど…人が路上に横臥していた場合で車から見て比較的発見し易い場合・発見しづらい場合とか、人がバックしている車の直後を歩いた場合など、このように、人対車とはいえ、さまざまなパターンがあります。個別具体的に検討しなければなりません」と申し上げました。

しかし、このようなパターンごとの過失割合を延々と十数号に亘って掲載しても、読者としては面白くないだけだと想像されます。そこで、本号では、どのようなパターンを考えるのかというパターンだけを紹介させていただき、先に進みたいと思います。

2、過失割合の各種パターン

(1) 四輪車対四輪車—交差点（原則十字路）における事故 [直進同士、右折：直進、左折：直進]、T字路における場合、交差道路の優劣、道路外からの進入・道路外への進出、併進車同士の場合、Uターン車と直進車などなど。これらに、信号機の設置がある場合・ない場合、それぞれの車の信号機の色などなどで分けます。

(2) 二輪車対四輪車—四輪車対四輪車とほぼ同じパターンを考えます。

(3) 自転車対四輪車—これもパターンはほとんど同じですが、自転車は歩行者とほぼ同じと考えるのでよいと思います。また、自転車対二輪車もその運転者が運転免許証を有することは四輪車の場

合と同じと考え、四輪車を二輪車に置き替えるのではまずよいと思います。

(4) 高速道路（自動車専用道路）における四輪車同士（二輪車対四輪車を含む）の事故は、高速道路特有の問題があり、この点を含めた検討の必要があります。

3、過失相殺との関連では、直接過失相殺に関するものではありませんが、過失相殺の規定を準用するとされる、「好意同乗」に関して触れたいと思います。

好意同乗（無償同乗）とは、好意（無償）で車に同乗させてもらっていて運転者が事故を起こした場合に、被害を蒙った同乗者が運転者（運行供用者）に対してどのような請求をするのか、請求をすることができるのかの問題です。

かつては、好意（無償）同乗というだけで、ある程度の減額が認められていました（被害を蒙った同乗者は、所詮好意・無償で同乗させてもらったのだから、人間関係や情誼・道義からして全損害を請求するのはいかがなものかという考え方）。最近は、ただ好意（無償）同乗ということだけからは減額しないのが原則のようです。ただし、好意同乗者が運行をある程度支配したり、危険な運転を誘発、助長したような場合には、「共同危険関与型」と呼んで、信義則・衡平（公平）の原則あるいは過失相殺の準用または類推適用によって、損害賠償額をある程度減額することがあります。この場合の減額は、①全損害につき減額するもの、②慰籍料算定にあたって減額あるいは同乗経過を慰藉料斟酌事由とする例などがあります。

好意同乗はよくあることと思われますので、次回は好意同乗による減額・非減額など裁判例を紹介しましょう。